

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2022 年 9 月 12 日

グリー株式会社

2022年9月12日

会社法第782条第1項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示書類)

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

グリー株式会社(以下「グリー」といいます。)及びグリーキャピタルマネジメント株式会社(以下「グリーキャピタルマネジメント」といいます。)は、2022年5月12日付吸収分割契約を締結し、グリーを吸収分割会社、グリーキャピタルマネジメントを吸収分割承継会社として、グリーのファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業に関して有する権利義務を、2023年1月1日を効力発生日として、グリーキャピタルマネジメントに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)を行うこととしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号)

別紙1に記載のとおり。

2 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

グリーキャピタルマネジメントは、グリーに対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、グリーはグリーキャピタルマネジメントの完全親会社でありグループ内再編であるため相当と判断しております。

3 会社法第758条第8号に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

別紙 2 に記載のとおり。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

グリーンキャピタルマネジメントは、2022 年 4 月 20 日にグリーンより 1,030 百万円の借入れを実行いたしました。これにより、実行日における吸収分割承継会社の貸借対照表は、流動資産が 1,031 百万円となり、固定負債が 1,030 百万円増加しました。

6 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社

グリーの 2022 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 101,270 百万円及び 18,115 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割によって、グリーンがグリーンキャピタルマネジメントに対して承継させる予定の資産は 25,176 百万円であり、また、債務は承継されません（なお、グリーンが 2022 年 5 月 12 日に開示した「会社分割による当社完全子会社へのファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業の承継に関するお知らせ」において、流動負債 3,202 百万円が分割される旨の記載がございますが、かかる負債は投資有価証券の評価増に伴って計上された会計上の負債（繰延税金負債）であり、吸収分割において承継される法的な債務はございません。）。

また、本吸収分割後におけるグリーの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後におけるグリーの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

(2) 吸収分割承継会社

グリーンキャピタルマネジメントの成立の日（2022 年 4 月 8 日）時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1 百万円及び 0 円であり、その後、グリーンキャピタルマネジメントは、2022 年 4 月 20 日にグリーンより 1,030 百万円の借り入れを実行いたしました。これにより、実行日における吸収分割承継会社の貸借対照表は、流動資産が 1,031 百万円となり、固定負債が 1,030 百万円増加しました。

本吸収分割によって、グリーンがグリーンキャピタルマネジメントに対して承継させる予定の資産は 25,176 百万円であり、また、債務は承継されません（なお、グリーンが 2022 年 5 月 12 日に開示した「会社分割による当社完全子会社へのファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業の承継に関するお知らせ」において、流動負債 3,202 百万円が分割される旨の記載がございますが、かかる負債は投資有価証券の評価増に伴って計上された会計上の負債（繰延税金負債）であり、吸収分割において承継される法的な債務はございません。）。

また、本吸収分割後におけるグリーンキャピタルマネジメントの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後におけるグリーンキャピタルマネジメントの債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8 上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示する

こととします。

以 上

別紙1 吸収分割契約書

吸収分割契約書（写）

グリー株式会社（東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー。以下「甲」という。）及びグリーキャピタルマネジメント株式会社（東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー。以下「乙」という。）は、甲が営むファンド投資事業及びスタートアップ企業への投資事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第6条に定める効力発生日において、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （吸収分割をする当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

甲：商号 グリー株式会社

住所 東京都港区六本木6-11-1 六本木ヒルズゲートタワー

(2) 吸収分割承継会社

乙：商号 グリーキャピタルマネジメント株式会社

住所 東京都港区六本木6-11-1 六本木ヒルズゲートタワー

第3条 （本吸収分割により承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本承継対象事業に関して甲が効力発生日において有する、別紙「承継権利義務等明細」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、その承継につき関係官庁、共有者その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。
3. 甲は、承継対象権利義務について、契約不適合責任又は補償義務を負わず、また、乙に対して何らの表明保証を行わない。
4. 承継対象権利義務の承継に関する登記、登録等の手続に要する費用その他承継対象権

利義務の承継に関して必要となる費用は、甲の負担とする。

第4条 (本吸収分割に際して交付する金銭等およびその割当)

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第5条 (資本金及び準備金の額に関する事項)

乙は、本吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年1月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第7条 (吸収分割の承認)

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本吸収分割を行う。

第8条 (競業禁止義務)

別途の合意が存しない限り、甲は、本承継対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (会社財産の管理等)

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本承継対象事業にかかる業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行う。

第10条 (分割条件の変更および分割契約の解除)

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本効力発生日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本吸収分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合(当該許認可等の前提条件を

満たすことができない場合を含む。)、本契約は効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議のうえこれを定める

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年5月12日

甲	東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー グリー株式会社 代表取締役社長 田中良和
乙	東京都港区六本木六丁目11番1号六本木ヒルズゲートタワー グリーキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長 大矢 俊樹

別紙

承継権利義務明細

甲から乙への本吸収分割によって承継する権利義務は、本吸収分割の効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）における、以下に記載する権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、及び、以下に定める権利義務に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

1. 資産

本承継対象事業のみに属する流動資産及び固定資産。ただし、以下の法人にかかる株式その他の持分を除く。

STRIVE 株式会社

GREE Capital Partners, LLC

グリーベンチャーズ株式会社

2. 債務

本承継対象事業に属する全ての債務（未発生の潜在債務を含む。）は、乙に承継されない。

3. 契約

本承継対象事業のみに関して甲が当事者となっている契約における契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、以下の各号に定める契約及びこれに基づく権利義務を除く。

(1) 本承継対象に従事している従業員との間の労働契約

(2) 吸収分割による契約上の地位の移転が当該契約上禁止されており、効力発生日までに移転について当該契約上必要とされる同意が得られなかった契約

4. 許認可

本承継対象事業のみに属する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、承継が法令上可能であるもの全て。

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1 百万円	株主資本	1 百万円
		資本金	1 百万円
資産合計	1 百万円	負債・純資産合計	1 百万円